

平成 24 年度定期監査(8)(土木工事)監査結果報告書

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 1 項および第 4 項の規定により、平成 24 年度定期監査(8)を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、かしわざき強前監査委員および山田哲丸前監査委員が本監査の執行に関与し、福沢剛監査委員および内田ひろのり監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 24 年 12 月 4 日から平成 25 年 5 月 31 日までの間において実日数 6 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 24 年度練馬区監査基本計画に基づき、監査対象部課の所管する平成 24 年度の土木工事が、地方自治法第 2 条第 14 項および第 15 項の趣旨に則って、適正かつ効率的に行われているか等について実施した。

(3) 監査の視点

監査対象工事が、工事計画や起工手続き、設計、積算における算定、支払事務等が適正に行われているか等を主眼として監査を実施した。

さらに、以下の視点を重点にして監査を行った。

ア 事業目的に基づき設計が適切かつ合理的に行われているか。

イ 法令手続きの遵守および関係官庁との協議等が適切に行われているか。

ウ 周辺区民への安全安心のため、現場等の安全管理は適切に行われているか。

エ 設計図書の作成および当該図書に沿っての施工が適正、的確に行われているか。

オ 工事関係書類の確認および監督は適切に行われているか。

(4) 監査対象工事

ア 道路整備工事(江古田 7 号線)

イ 街路築造および整地工事(24 区画整理その 1)

ウ 街路築造および防火水槽設置工事(24 区画整理その 2)

エ 練馬区立はるさん公園整備工事

オ 街路整備工事(24 区画整理その 4)

(5) 監査対象部課

環境まちづくり事業本部都市整備部東部地域まちづくり課
環境まちづくり事業本部土木部道路公園課、計画課、
土支田中央区画整理課、土支田中央区画整理工事担当課

2 監査の結果

適正に行われていた。